

虐待等を受けた児童・生徒の初期聴取について ～「司法面接」を知っていますか？～

「司法面接」の取り組み ※「代表者聴取」「協同面接」と呼ばれることも

虐待などの犯罪被害にあった児童・生徒からの聞き取り
⇒ 児相・警察・検察庁などの関係機関が連携し、協同で実施

- 意義 ①誘導しない聞き取りの方法を使う ← 児童・生徒の特性に配慮
②バラバラに何度も聞くことを避ける ← 精神的負担を減らす
③面接は録音・録画する ← やり取りや動作を正確に記録



こんな部屋で面接を
します（面接者以外
は別室でモニター）

関係機関が連携
して面接します



児童・生徒から虐待等を打ち明けられたら・・・

児童・生徒が最初に被害を打ち明けるのは、身近な人が多い
いつ、児童・生徒から被害を打ち明けられてもおかしくない

【思い浮かべてほしいこと①】

「この子が後から司法面接を受けることになるかも・・・」

★誘導しないように気を付けて聞く

話を先取りしない ⇨ 情報は児童・生徒の言葉で出させる
使った言葉はそのまま聞く ⇨ 解釈して言い換えない

★詳しく聞きすぎない（特に性的虐待）

【思い浮かべてほしいこと②】

「私がどんな聞き取りをしたか後で聞かれるかも・・・（証人尋問の可能性）」
どんな質問に、どんな言葉で答えたか、話しているときの様子、
話を聞いた経緯など = 児童・生徒の話の信用性を判断する重要な材料

★やり取りの内容はなるべく正確に記録に残す（できれば録音を）

聴取内容（児童・生徒、先生の言葉はそのまま！）、様子、聴取日時等

※文科省「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引きR2.6改訂版」P17～等も参照

虐待では？犯罪に巻き込まれたのでは？と思ったら、
慎重な聞き取りと、関係機関との早期連携を！



横浜地方検察庁
刑事政策総合支援室